

筑西広域市町村圏事務組合消防本部に関する規則

昭和 48 年 4 月 1 日
規則第 1 号

改正 昭和48年 9 月 7 日規則第 1 号 平成 8 年 4 月 1 日規則第 3 号
平成10年 3 月20日規則第 3 号 平成19年 3 月29日規則第 3 号
平成20年 3 月28日規則第 8 号 平成23年 9 月15日規則第 7 号
平成29年 2 月 9 日規則第 1 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 10 条第 2 項の規定により、消防の施設及び人員を能率的に運営するため、筑西広域市町村圏事務組合消防本部（以下「本部」という。）の内部組織及び職員の職等について必要な事項を定めるものとする。

(本部規則)

第 2 条 本部の業務及び運営については、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第 2 章 本部組織及び事務分掌

(消防長)

第 3 条 本部に消防長を置く。

(次長)

第 4 条 本部に次長を置く。

(課長、係長等)

第 5 条 課に課長、係に係長及び主任並びに係員を置く。

2 消防長は必要と認める課に課長補佐を置くことができる。

(兼務)

第 6 条 前 3 条の長について消防長は職務を兼務させることができる。

(災害現場)

第 7 条 消防長及び本部所属職員は、別に定めるところにより災害現場に出動するものとする。ただし、消防長が指定する職員にあってはこの限りでない。

(消防長の職務)

第 8 条 消防長はその職務を遂行するため、次の業務を行う。

- (1) 本部の予算執行に関すること。
- (2) 消防施設及び装備の維持管理に関すること。
- (3) 消防関係法令を遵守させるために必要な命令を発すること。
- (4) 本部の業務に関する記録を保持すること。

2 消防長は、本部の運営を効率的にするため、消防の装備と職員の能力等について、常に正確な判断を保持するよう努めなければならない。

(消防長の代理)

第 9 条 消防長が不在のとき又は消防長に事故があるときは、次長が、その職務を代行する。次長が不在のとき又は次長に事故があるときは、先任の上級者が、その職務を代理する。

(本部の組織)

第 10 条 本部に次の表の課を置き、課に係を置く。

課名	グループ名
総務課	総務グループ、経理グループ

警防課	警防グループ、救急グループ
予防課	予防グループ、保安グループ
管理統制課	指揮グループ、情報グループ

(分掌事務)

第11条 総務課の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 予算及び経理に関すること。
- (2) 消防施設、消防用財産の建設及び管理に関すること。
- (3) 貸与品及び消耗品等に関すること。
- (4) 組織、制度及び消防関係例規に関すること。
- (5) 消防事務の企画及び事務管理に関すること。
- (6) 公印の管守に関すること。
- (7) 文書に関すること。
- (8) 総務の統計に関すること。
- (9) 関係機関との情報連絡に関すること。
- (10) 職員の任免、昇任、昇格、配置、服務、分限、懲戒、表彰、その他の人事に関すること。
- (11) 職員の健康管理及び福利厚生に関すること。
- (12) 職員の共済組合及び総合事務組合に関すること。
- (13) 職員の給与、公務災害補償及び補償補填に関すること。
- (14) 職員の消防教育機関への派遣、入校、その他の研修及び出向計画に関すること。
- (15) 消防職員委員会に関すること。
- (16) 総務に関する調査研究及び教養訓練に関すること。
- (17) 他の課に属しないこと。

2 警防課の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部の設置、運営に関すること。
- (2) 消防の相互応援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊に関すること。
- (4) 防災関係機関及び医療機関との連絡に関すること。
- (5) 消防機械の配置に関すること。
- (6) 車両、消防機器の整備及び管理に関すること。
- (7) 消防用油脂類及び消火薬剤の管理に関すること。
- (8) 車両の事故に関すること。
- (9) 機関員の技能管理及び認定に関すること。
- (10) 救急、救助に関すること。
- (11) 筑西広域管内救急高度化委員会に関すること。
- (12) 職員教育の管理に関すること。
- (13) 警防の統計に関すること。
- (14) 警防に関する調査研究及び教養訓練に関すること。

3 予防課の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 火災の予防に関すること。
- (2) 防火思想の普及に関すること。
- (3) 予防査察及び指導に関すること。
- (4) 建築確認等の同意に関すること。
- (5) 消防用設備等の設置及び指導に関すること。
- (6) 予防の統計に関すること。

- (7) 火災調査に関する事。
- (8) 罹災証明等に関する事。
- (9) 広報広聴及び報道対応に関する事。
- (10) 防火管理者及び危険物取扱者に関する事。
- (11) 防火保安団体に関する事。
- (12) 危険物製造所等の許認可に関する事。
- (13) 危険物製造所等の火災予防措置に関する事。
- (14) 少量危険物及び指定可燃物の火災予防措置に関する事。
- (15) 液化石油ガス等貯蔵取扱施設の保安上の措置に関する事。
- (16) 防火対象物定期点検報告制度に関する事。
- (17) 予防に関する調査研究及び教養訓練に関する事。

4 管理統制課の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 指揮本部の設置及び運営に関する事。
- (2) 災害活動における指揮、通信及び水利の統制に関する事。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (4) 追加出場指令及び出場隊の編成に関する事。
- (5) 災害の出場及び報告に関する事。
- (6) いばらき消防指令センターの事務に関する事。
- (7) 気象情報の収集及び伝達に関する事。
- (8) 火災警報に関する事。
- (9) 防災行政無線及び市民メールに関する事。
- (10) 消防通信連絡及び災害即報に関する事。
- (11) 消防緊急通報システムの調整及び運営管理に関する事。
- (12) 通信機器の整備及び管理に関する事。
- (13) 情報共有端末装置の各種データベースに関する事。
- (14) 非常召集に関する事。
- (15) 警防計画に関する事。
- (16) 地理及び水利の調査に関する事。
- (17) 開発行為に関する事。
- (18) 管理統制の統計に関する事。
- (19) 管理統制に関する調査研究及び教養訓練に関する事。

(消防職員)

第12条 消防組織法第11条第1項の規定により、本部及び消防署に置く職員は、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、これ以外の職員を置くことができる。

(課長の職務)

第13条 課長は上司の命を受け、課の業務を掌理し、その業務を処理する所属職員を指揮監督する。

第3章 服務

(警報接受)

第14条 消防長及び消防署長は、水火災その他非常災害による一切の警報を的確に受領し、その警報に即応する消防隊の迅速な出動に努めなければならない。

(巡視)

第15条 消防長は消防署、分署及び出張所の人員、建物及び附属物、消防機械器具その他の備品並びに勤務文書記録の状況等について巡視点検しなければならない。

(証人)

第 16 条 消防職員は、証人、鑑定人等となり職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、消防長の許可を受けなければならない。この場合において発表した事実を消防長に速やかに報告するものとする。

(寄附金贈物等)

第 17 条 消防職員は、消防長の許可を得ないで消防施設又は消防資産の維持のために、寄附金、贈物、義援金等を受けてはならない。

2 消防職員は前項について申出があった場合は、陳情書を添えて、消防長の指示を受けなければならない。

第 4 章 火災予防

(火災予防)

第 18 条 消防長は火災予防業務については、別に定めるものとする。

第 5 章 訓練

(訓練)

第 19 条 消防職員の訓練については、消防庁の定める消防訓練礼式の基準により行うものとする。

(訓練計画等)

第 20 条 消防長は、前条の訓練計画並びに訓練実施報告及び記録に必要な様式を別に定めなければならない。

第 6 章 救急事務

(通則)

第 21 条 消防の救急、救助事務について必要な事項は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この章の定めるところにより、救急、救助業務の実施については別に定める。

第 7 章 雑則

(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 20 日規則第 3 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 29 日規則第 3 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日規則第 8 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 15 日規則第 7 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 9 日規則第 1 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。